

動脈硬化は、この肉の腺内腐敗産質の吸収で発生するとさへ極言した。かやうな腐敗は醗酵菌で、主としてヨーグルト菌で撲滅すると、早老が止まると云つて居るが、無論全部の説には賛成することは出来ぬ。とも角肉食の過害がこの腐敗産質を導いて體を衰弱せしめるものだといふ説には世界中一致して居る。

肉の過食は消化器の大きな負擔となり、腐敗物質が腸壁から吸収せられて中毒を起す外に必要な要素は、體内に沈著して肥滿するといふことはなく、全部無益に燃えてしまふものである。のみならずこの燃焼も、蛋白質などは組織中で他の滋養素のやうに完全に利用されるのではなくて、所謂半燃焼の形で尿素の形に迄に化して出てしまふ。だからこれに依つて最も早くその害を受ける部分が腎臓なのである。こんな時の腎臓の努力は並大抵のことではない、従つてかやうな努力を繰り返すと早晩衰へて来るのは自明の理であらう。と同じやうに蛋白質の分解産物で早く過勞に陥るものは心臓と血管である。動脈硬化、萎縮腎が人間を早老ならしめるものといふことが分明すれば、右の結果は言はずして明白になるであらうと思ふ。

但し一定量の蛋白質を、採らぬと生活が不可能であるから、定限量を超えぬやうに攝取を注意せねばならぬ。最初にも屢々云うて如く、人間でも動物でも、皆その馴れ

來つた食物に對する適應な胃と腸とを持つて居るものである。肉食動物は肉食に、草食動物は草食に、何れも適合するやうに全體が出来上つて居る。日本人は祖先以來植物食を主とし、それに僅かな魚介を以て副とした食制に充分馴れて來たのであるから、西洋風の文化に劣らぬやうにとて、食物と調理法に急激な變化をさせ、馴れない肉食を而も大量に過したなら、どんなことになるものかは、語る必要もないであらう。最近急に増加した中年者の動脈硬化症、萎縮腎、糖尿病、或ひは神經衰弱症、精神病などは、どうもこの肉食の過信から起つた當前にして、而も恐るべき歸結ではないかと考へられるのである。

この儘放棄して置くなら、恐らく日本人の體質は、根本的に悪化して行くものと思はれる。肉食の過信から來る日常の中毒は、遂に以上の疾病の外、心臟肥大、呼吸器、肺水腫、肺氣腫、咳嗽發作、呼吸困難、喘息など、次にパセドウ氏病、佝僂病、小兒發育阻害、夜尿症のやうな體質關係の諸病、胃擴張、鼓脹症、慢性下痢、便秘、胃痙攣、常習腹痛などの消化器病、その外皮膚病、脚氣、頑性の惡阻なども中毒症の表現として引き起すものであることが、この頃實驗醫學家の報告で明白になつた。我々はこの現象を考へ、延いては家庭の食制上に於ける經濟を思ひ及ぼして、この際何とか改善の方法に進みたい

ものである。
 尙も一つ深甚な注意を促したいと思ふのは、西洋人もさうであるが殊に日本人などは「滋養品」といふものゝ範圍を、肉と肉製品たとへばスープ、薬用肉汁類、卵、牛乳、すべて蛋白質の豊富にあるものゝみに限つて居ることである。だから病人などのある時には、その症状や経過の如何はさておき、すぐさま以上の品目を大に勧めることを以て衛生だとして居るのである。もとより前に云ふた如く蛋白質は病人にも健康者にも一定の量だけは必要であるが、限定を超過すると却て有害となるもので、況して前述の病ひが添加して來るものといふなら、かやうな間違つた考へは斷然放棄せねばならぬ。

試みに日本人はどの位の肉を消費して居るものかを概覽しよう。左の數字は最近十一年間の内地肉、移入肉、輸入肉の實數と價格と及び、人口百人當り一箇年間消費する高とを示したものである。これは仔細に吟味して見られたい。

牛肉需給狀況比較(最近十一年間)

年次	内地肉實數	移入肉實數	輸入肉實數	消費總量	人口百人當り一ケ年消費高
----	-------	-------	-------	------	--------------

大正五年	八七、三四〇、七二七斤	三〇、六二七斤	八七、三七一、三五四斤	一五七、九七〇斤	三九、四七七
大正六年	二二、三五八、四一九斤	三、四七六斤	二二、三六一、九九七斤	二、三六六、二七〇	四〇、九六六
大正七年	七六、五〇四、五六一	一七、一六八斤	七六、六七六、七三〇	一、三六六、二七〇	一、三六六
大正八年	二二、〇三三、五六四	四、四三三斤	二二、〇三三、五六四	二、〇三三、五六四	一、〇三三
大正九年	六二、二七九、二六七	七、四三三斤	六二、二八六、七〇〇	一、二八六、七〇〇	一、二八六
大正十年	三二、二六六、六四九	七、四三三斤	三二、二六六、六四九	一、二八六、七〇〇	一、二八六
大正十一年	六八、一八八、〇八四	一五、一八七、二八五	八三、三七五、三六九	一、六五〇、九六六	一、六五〇
大正十二年	四一、五三七、三六九	一五、一八七、二八五	五六、七六四、六五四	一、〇三三	一、〇三三
大正十三年	七三、六八二、九九〇	三、四〇〇、七二六	七七、〇八三、七一六	一、〇三三	一、〇三三
大正十四年	四九、九二〇、七五三	八、四五一、八八二	五八、三三二、六三五	一、〇三三	一、〇三三
大正十五年	八二、六九九、九六六	六、四八、六四二	八九、一八八、六〇八	一、〇三三	一、〇三三
大正十六年	八九、七四三、三五二	六、四八、六四二	九六、二二九、九九九	一、〇三三	一、〇三三
大正十七年	五六、二二二、〇五三	九、六、五三九	六五、八二八、五九二	一、〇三三	一、〇三三
大正十八年	八七、九八八、九八八	三、九二、八五六	九一、九一七、五四四	一、〇三三	一、〇三三
大正十九年	五〇、六九六、七〇〇	一、〇三、三三三	五一、七三〇、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
大正二十年	八八、〇四七、六〇七	一、九六、二、九九三	八九、〇一三、九〇〇	一、〇三三	一、〇三三
大正二十一年	五〇、五四七、〇三〇	五、八四、九七二	五五、八四六、〇〇二	一、〇三三	一、〇三三
大正二十二年	八六、〇一九、三四四	二、〇七、一、三二二	八八、一六六、六六六	一、〇三三	一、〇三三
大正二十三年	五〇、五〇一、九四八	六、二一、三九四	五六、七一五、三四二	一、〇三三	一、〇三三
大正二十四年	八五、二五七、三二二	九、六三、九二二	九四、八九一、二四四	一、〇三三	一、〇三三
昭和元年	五三、三九五、九九三	二、七九、五三四	五六、一四五、五二七	一、〇三三	一、〇三三

備考 内地牛肉ハ第二次農林省統計表ニ據ル、輸入牛肉ハ大藏省調査ニ據ル
 更革すべき日常生活 三六七

豚肉需給状況及消費額比較（最近十一ヶ年間）

年次	内地豚肉實數	移入肉實數	輸入肉實數	總消費量	人口百人當リ一ヶ年消費高
大正五年	二五,一五七,〇八四斤 四一,九七六,〇四四斤			二五,一五七,〇八四斤 四一,九七六,〇四四斤	四六斤一〇 七四斤五
大正六年	二四,〇一〇,七二七 五一,五五三,三九一			二四,〇一〇,七二七 五一,五五三,三九一	四三斤五〇 九二斤五
大正七年	三,四七六,八六〇 二,六〇六,八四六			三,四七六,八六〇 二,六〇六,八四六	五七斤三〇 三二斤五
大正八年	三,九三三,九二一 二四,〇二七,九五三			三,九三三,九二一 二四,〇二七,九五三	五五斤八〇 四九斤九
大正九年	三,七七一,四四八 一七,八三三,九四九			三,七七一,四四八 一七,八三三,九四九	六七斤五〇 三二斤五
大正十年	五,一九五三,三六四 六,四四二,二八三			五,一九五三,三六四 六,四四二,二八三	九二斤五〇 四七斤七
大正十一年	四,五八五,三六一 三,三七四,四〇一			四,五八五,三六一 三,三七四,四〇一	七三斤三〇 三八斤一
大正十二年	三,六九七,五三三 一九,二四二,九〇一	二,七七〇 五,五四	六三,〇四八 一三,〇九八	三,六九七,五三三 一九,二四二,九〇一	六三斤二〇 三三斤三
大正十三年	五,一〇六,七五六 二七,二六一,一九三	一,〇一五 二〇三	九二,八七 一,八六七	五,一〇六,七五六 二七,二六一,一九三	八九斤八〇 四六斤〇

大正十四年	七〇,〇九六,七四四 三三,三四七,二六二	一,六八八 四〇五	一,九〇三 四五三	七〇,一〇二,三三三 三三,三四八,二二〇	一七二斤四〇 五五斤八三
大正十五年	五,二〇九三,六六九 二五,七四四,三九九	五,一五七 一九六四	五,四五五 一,八三四	五,二〇九三,六六九 二五,七四四,三九九	八六斤〇

備考 内地豚肉ハ第二次農林省統計表ニ依ル
大正十一年ノ數字ハ神奈川縣ノミ大正十年ノ數字計上セリ

即ちこの表で見ると累年計に少しの消長はあるけれども、牛も豚も逐年増加して居ることは明かであつて、人口百人當り一年の消費も大正十一年牛の二〇三三斤、一〇九圓八一錢、豚の七七三〇斤、三八圓八一錢、ともかく累年増す傾向であつて、止まるところを知らぬかの如き感がある、この表以外の消費の勿論實在することも考へて見ねばならぬ。

も一つ弊害のあることは酒類の併用を促すことが肉食に多いといふ現象であつた。肉食は香料に富む食料とともに、異常に食慾を刺戟するものであるから、他の食物もどうかと過食して了ふ悪い癖がつくので、反對に淡泊な五穀や果實を重んずる國民は、酒類に對しての慾望を制止する傾向がある。一小事ではあるが、國民の嗜好を考へる上から極めて重要な要素を有する問題である。一考する價值があら

うと思ふ。

完全食といふものゝ定義と個人生活

肉食の過重は不可ない、蛋白質の大量は臓器を衰弱させる、早老の原因となる。といふ風に論断して來ると、そんなら日本人の一定の食物とはどんなものを指して云うたらよろしいか、即ち完全食といふものゝ定義を、何と考へ且つそれを個人生活の上には、顯はしたらよいかと云ふ問題が生ずるであらう。

何が充足し、何が不足で、何か最適量か、といふことを断定するには、實はいろいろな考量上の要素が入用となる。何となれば個人の年齢、先天後天の體質、位置、境遇、職業、かやうなものを定めてから取り掛らぬと、その範疇が不分明となるからである。日本のやうな細長い國に住む人々、殊に北と南とでは生活事情、經濟事情が大に差別がある。そこへ中央の机上で作成された營養價の問題が飛んで行つても、すぐ應用の出來ぬのは知れ切つて居る。そこで問題は、自己自身がその適量を見出し、且つ指示してやるといふことに歸するのである。

先づ人間の食量を、理論上から見て、最大、最少、最適に區別して定義を考へて行くと、

最大といふのはその人の胃腸の堪え得る程の量であつて、これ以上なら到底這入らぬといふ位、即こんな調子を持続すると、早晩胃腸の障害が起るといふ程の量、最小量といふのは、體重體質から見て、絶對安靜にして居さへすれば、生命を維持して行くに足る程度の量、もつと詳しく云ふなら、生活に必要な身體臟管の活動、特に心臟筋肉、呼吸筋肉の作用動作、諸臓器の機能を維持する必要物、そして筋肉や臓器が活動し得るほどの營養價、活動の結果、副産として熱が発生して人の體温熱となる。熱は一定量以上體内に蓄積すると害になるから、始終呼吸面、皮膚面から失はれて行く、それでも不足時には皮膚から發汗し蒸發に由つて強く外へ出る、食量が非常に不足しても、常に體内に豫備として貯藏してある脂肪が、出かけて行つて償ひをつける、もし病氣にでも罹れば胃腸の活動及び其れ自身が極度に低下して了ひ、甚しいと最少量以下になり易い、かやうな風の現象を起すところの量を云ふのである。

最適といふのは、機能の作業を完全に續行しながら、最もよく耐へ得るやうに採る食量なのである。大人なれば、勞作をしても氣分がよく、そして體重も體温も保持せられて行くし、子供なれば、正規に發育し丈夫に育つて行く。この最適量以上になるのを、過量食といふのである。そこでその大人、小兒各々の活動、動作の度、範圍、境界に

よつて銘々差別が生じて來るのであつて、勞役人と安樂人とでは現に活動が違ひたとへば多くの子に乳を與へる哺母、盛んに跳ね廻る年齢の子供、そこにはもとより相當な量を與へねば、衰へるものであることは自明の理である。であるからやはり一定の算出したカロリーを以て無理強いに萬人共通にすることは不可能と云はねばならぬ。但し先に掲げたカロリーの各個に對する率は、この際銘々こゝで再び參考にせねばならぬことと思ふ。

カロリーなどいふとすぐ西洋臭く面倒らしく聞えるが、食物が臓管に動作されて活動と體温とを起すことは既に説いたがこの燃焼に依つて生ずる熱量を云ひ表はすためにカロリーと云ふ單位を用ひたのである。一カロリーとは、一立方の水を攝氏零度から一度に温めるに要する熱量を指すので、たとへば我々の食物中に含まれる蛋白質一瓦が、體內で燃焼する時には平均四・一カロリー、含水炭素も同じく四・一カロリー、脂肪はその倍以上の九・三カロリーの熱量を出すので、かうして量を計算して行くのである。

とも角一定の熱量だけを探る食物が極く大切で、それ以外の過量は不必要であるのみならず、却て臓器を傷害するものであることは、これで充分明瞭になつた。さて

最適量、即ち完全食といふものをどんな風に見たらよいのであらうか。この點をもすこし明らかにして置きたい。

健康を保持して行くには、最も必要にして完全な食制に従はねばならぬことは、生活上の基礎的條件である。この完全食といふものは、氣候風土で各々差異のあるもので、地方地方の状態に合致せねばならぬもの故、これ丈は萬國共通の理法を以て律する譯には參らぬ。そこで先づ完全食といふことを、理論から申すならば、人體の榮養のために缺く可からざる食物を、すべての成分を缺くことなく、完全に保有せしむるの意味で、その成分とは即ち、蛋白質、含水炭素、脂肪ばかりでなく、無機分即ちカルシウム、マグネシウム、カリウム、ナトリウム、鐵、沃度、硫黃、磷、その外近代大流行となつたビタミンA、B、Cを完全に含み、又體內でも酸化の産物としてアルカリ分の缺乏を起すことなく、すべての成分を含有して居ることを指して言ふのである。

副食物といふものは、即ち食物の取り合せに依つて右申した成分の満足を期待するもので、人間の食物は酸性とアルカリ性との適當な組合せとならねば、完全に食としての用をなさぬことであつて、米は酸性過剰であるから、副食物にはアルカリ性のものを選択することが必要となる。米へ肉を交せると酸が又過量になるから、この點

から云うても大に悪いといふことになるのである。

アルカリ過剰の食物などいふと、普通聞かぬ言葉を使ふから、何だか我々には縁の遠い食のやうに思ふ人もあるだらうが、些しも心勞する必要がない。我々の常用ひるところの野菜類、即ちホウレン草とか、キャベツ、ゼンマイ、三ツ葉、小松菜のやうなもの、大豆、小豆、莢豌豆、豆腐、その外胡瓜でも、南瓜でも、菜漬、澤庵、ラッキョ、若布、昆布、松茸、柿、茄子と數へて見たら限りもあるまい。何も心勞には及ばない。酸性過剰の方になると、主食の米を始め肉類、魚介類、菘類、落花生、蠶豆、抽揚、生揚などに多い。主食となる米、即ち穀類を攝つてから、肉や魚介などをのみとると、アルカリに缺乏を起すから、どうしても蔬菜を食ふやうになると云ふ順序で、これが日本人の自然に馴れて來た榮養上に於ける日本式法則であつた。その外の雜多な議論に至つては、各々職として日々口に筆に數へて居るから、一々こゝには掲出せぬこととする。唯々要は日常生活に於ける食制の基本觀念をもすこし養成して、その上で自己を省察し、自己の家庭、自己の生活を考へて新しい見地に立つべき顯現の方策を、實際に企てゝ行かねばならぬと思ふのであつて、單にかゝる術語を弄することは、市民の一の參考に供した迄に過ぎぬのである。

嗜好品の亂雑さ

酒を飲む人の日常などを見ると、嗜好品の世界がどうしてこんなに亂雑かと云ふ事を、熟々^{つよく}と考へさせられるものがある。客來でもあると、日本酒の外にビールが出、葡萄酒が出、洋酒のブテンデー、赤酒、ジン、カクテル、いや何や彼やと五色の酒迄飲み續けられる。その外酒はもとより煙草、香辛類に至るまで種々雜多の品目が、不必要なる必要として我々の身邊を取り捲いて居るのが、今日の状態なのである。

食料としての香辛、即ち食物調理に使用される極く僅少なもののより以上に、嗜好品の世界が目の前に展開されるのである。緩和なる薬味と云へば、食鹽も砂糖も之に入れよう、然し鹽と砂糖は必需品に屬するが、強激なる香辛類、たとへば胡椒、芥子、山椒、唐辛、生姜、山葵などは、果して必需品として扱ふものかどうか。ところで日常食物を攝る時に、これらの嗜好品が這入るから殊の外甘いことは云ふ迄もないことで、天然食たる果實、野菜のある種の外は、天然のまゝ人間の口に合ふやうには成つて居ない。そこで甘く食はせる爲めに件の調味料を用ひ來つたもので、それらの歴史も亦相應に古い、問題は調味料としての外に、少しならず亂用に赴いて居るのではあるまい。

か、といふ一點に止まる。

たとへば香の物などは嗜好品でありながらその生成の如何に依つては立派な必需品となるものであつた。特殊な調味に屬するもので、即ち日本獨得な技術なのである。といふやうに我々は何度も申した如く随分と古い時代から、かやうな調味に馴れて來たもので、仲々急には廢止されぬものだ、今更自然生食、木食主義を唱へて、仙人同様な生活に直せといつた處で始まらない、元來食物調理の目的は二つあるといふてよろしいので、一は即ち上の香味を雜多に混合して永く口に飽きさせぬ味とすること、一は粉碎とか煮沸とかで早く消化を助けるやうにすることである。玄米や麥がいかに衛生に叶ふからとて直接噛みつくことは許されず、又出來ない相談である、そこでいろいろな調理法が出來たので、しかしあまり調理の術が多岐多様に成つてしまひ、本然の味や消化を却て悪くして居るものも無いではなかつた、これなどは所謂調理の達者な人によく聞いて置くべきだと思ふ。

香料が人の食慾を刺戟し、消化を助ける一得あるは誰しも疑はぬところだが、多用に失し過ぎるもので、過用は正に有害である、口舌や胃腸を強く刺戟し、吸收された後ちには心臓、腎臓、神經等を強か亢奮せしめることは誰でも知つて居る。もしこれ

を一回に多量に用ひる時は、胃痛、嘔吐、下痢、心氣亢進、頻脈、頭部充血、衄血、尿道痛などを忽ちにして引き起す、少量を用ひた時でも尙胃腸加答兒、肝硬化、動脈硬化、萎縮腎、神經過敏となり、後で衰弱の發生となるものである。必需品だからとて、砂糖を過量に食つて度を重ねると、糖尿病、肥胖症などの原因となるから、かやうに嗜好品を多用、亂用することは、結局早老を早發せしめるといふことになるのである。

どんな榮養品でも其の量を過すと、徒らに内臓を辛勞させるものであることは前に述べた通りである。況して嗜好品の亂用に就いてはその害は一と通りのものではない。酒や煙草などでも此の筆法で行くなら、只無理強いにされるやうな禁酒、禁煙の問題も、自ら釋明が出来るものであらうと思ふ。酒の害は恐るべきもの、アルコールの飲用は全廢すべきもの、故に禁酒すべしと絶叫するが、まづこの絶叫を丸々信じて禁酒の説に従ふ前に、どうした理由で酒中のアルコールが人體に悪いか、害があるかといふ點を一應調べ上げ、それで合點が參つてから始めて取捨を試みるのが、新時代の人の態度であらうと思ふ、豈酒のみに限らんやである。アルコールと消化酵素と混合して見れば消化を悪くするし、又下等動物をアルコール中に入れると繁殖が出來ぬ、人間でも大酒する者は屹度胃や腸が悪いに極つて居る、だからアルコールが

悪いと言ふ。

今迄は酒精が身體へ這入るとその儘體中を素通りするもの位に考へてられてゐた。ところが精細に研究して見ると、飲んだアルコールの九割九分迄は分解して炭酸瓦斯と水となり、脂肪、炭水化物と化合して栄養の効も在ると云ふことが明らかになつた。そんならいゝものでは無いかと云ふと話がまだ残つて居る。先づ胃へ這入ると血液中に酸化酵素が増して來る、すぐ酸化する、しかしアルコールの量が多いと酸化が出來なくなる、するとアルコールはその儘で血液に交つて堂々廻りを始め、循環して甲状腺を侵す、すると痲痺の現象、即ち酔狂の態が起る、ところが度々甲状腺の働きを鈍らして了ふと、免疫性を生ぜしめるものだから、鈍つて了ふ時は傳染病や一般の病氣に對する抵抗が弱くなり遂に虛弱になる、そこで酒は衛生保健には適せぬものだといふことになるのである。

アルコールそのものゝ効は、又便利なもので消化作用を待たずに吸収される、少しでも栄養價を助けるものなら、純理論から云つて却て効能のあるものであつて、禁酒者必すしも長壽でなかつた例は東西古今無數にあつて、常に飲酒黨に喝采されて居る事實であつた、して見ると飲酒家必すしも短命ではないといふことになるが、只恐

るべく戒むべきことは、酒に對する犯罪は、誠に佛魔一紙の堺、即ち一枚の紙の裏表であつて、ともすると酔狂三昧に陥る、酒が栄養を補助するからと云うて誰も極量定限の杯を上げる人はなからうし、又酒の味は他人の知らぬ醉態にあるのだから、栄養は暫く忘却して却て保健にさからう事實に陥るのが多かつた。そこで國民には酒害を説かねばならぬといふ結論に到達するのである。

新智識の一齊射撃

日本の現在は幸か不幸か、所謂世界的新智識で一齊射撃を受け、右を向いても左を見てもそのあまりに襲撃が熾んなので一寸手も足も出せずに居るといふやうな始末である。世界的發見、新事實の曝露、人類幸福の根本原理といふことが日に月に耳邊へ響いて來て、どんなに賑やかなことであるか。その割合には果して日本人の日常生活が少しでも幸福の域へ進んで居るかどうか。それをもすこし考へて見たい。範圍を日常の衛生保健に限つて見よう。成る程、疾病に對する藥品の注射などは、カンフルでもサルヅワルサンでも、實に感謝すべき發見であり、近世のビタミンA、B、Cの發見の如きは、我々の栄養をある點まで薬を要せずして満足せしめる健康探

取の常套と化しつゝあるのであつた。脚氣も、老衰も一切合切ビタミンで除去されさうな世の中となり、肝油にはビタミン何々あり、ホウレン草しかり、海苔、大根おろしよろしいと今更のやうに世界がビタミンに掩はれてしまひさうな勢ひとまなつた。沃度劑が唱へられると、一も二もヨードで持ち切り、カルシウムが喧傳されると、飯までがカルシウム飯と呼ばれるものさへ出來上る始末であつた。人蔘萬能が表はれると、次に何首烏がやつて來る。枇杷葉が起ると古いタラコン、枸杞の芽が引つ張り出される。まことは應接に遑もない程で、我々は皆尤もづくめ、成るほどづくめで、終ひにはどうなるものか、見當さへつかぬといふのが現在日本の眞況なのであつた。

考へて見るとヨード劑などは、昔から方法こそ變れずつと用ひられて來たもので、新しい發見でも何でも無い。ヨード鹽類の身體に作用することはヨード鹽類殊にヨード加里が一般の作用として利尿とか物質代謝、亢盛などに効のあること、生體內で沃度が游離されてそれが特殊の作用をすること、甲状腺機能の増進すること、この三つの作用を有することから、それがいやに誇大されて何病でもヨードさへ注入すると全癒するかのやうに言ひ出されたのである。

沃度鹽類の吸収された時は、大部分は短時間で排出されるが、その一部分は沈著して久しく殘留するものがある、その沈著の場所が第一に甲状腺で、次に腎臟、肺臟、肝臟、皮膚、中樞神經、神經中樞、脾臟、筋肉、淋巴腺と云ふ工合である。新生物のある時など、即ち肉腫、癌などの出來た時には、そこへ多くのヨードが行くものである。

體内で遊離されたヨードは、その大部分がリポイド脂肪樣體といふものと結合して存在するのであるが、それが組織成分と又結合して局所を刺戟し、組織の亢進を破壊する、そこでヨードの化合物がレウマチスや、三期の微毒、甲状腺腫などに効ありとされたのである。しかし腫瘍そのものがこの爲めにすぐ癒るといふのではない。ヨード加里を永く用ひると中毒を起すもので皮膚の發疹、咽喉加答兒、鼻加答兒、腸胃の障害、不良榮養の現象などを起すことがある。もし無比の萬能藥、食餌品ならいくら服用したとて中毒を起す筈がない、之から推しても考へが別になるであらうと思ふ。

こゝでは藥劑智識を勸めるのでも何んでもないが、餘りに萬能說を盲信する傾きがあつて、仲々それが搖がぬやうであるから、こゝで少しばかり、その本態を明白にして供覽しようと思ふばかりである。近世流行を極めて居る、カルシウムに就ても

同じことが言ひるのである。

カルシウム鹽が人の骨骼内に多量に存在する外、細胞や組織液内にイオンの形で比較的多く約〇〇四%位を含有して居ることは周知の事實で、このカルシウムが血液や乳汁の凝固に必要なものであることは昔から知られてゐた。だからカルシウム鹽が止血として用ひられ、内服や注射が行はれるのである。心臟の働きを強くするにも用ひられる。又カルシウムイオンは、骨骼筋の亢奮性を減ずる作用もある。又血管の透竄性を減じ、炎症を消し、滲出物のある痒みを緩和する効もある。いろいろな炎症の病氣、丹毒とか蕁麻疹とか、或ひは發疹などに用ひられる。こんなのが即ち効といへば効である。

ところがカルシウムは、右の如く體內には多量に存在するばかりか、人間の食物中にも此の體內の減少を補助するだけのカルシウム鹽と云ふものが含まれて、それを我々は日々攝取して居るのである。それに餘計なものを更に服用して病氣にも罹らず、不老長壽の疑ひなしと云ふのは、ちと不合理な話ではあるまいか。一定量の必要以外のものはどしどし體外へ排出せられて了ふことは明白であるから、之を考へるとそんなに吹聴されては少し妙なものではあるまいか。

人蔘でも何首烏でも、その外どんな仙人の服用物でも、この筆法で一考したなら、いかに盲従したくとも遂に盲信することが出来なくなるであらう。こゝが即ち新人の常識進歩である。合理的なものを見、且つ日常に缺如すべからざるものと覺つたら、直ちに生活の上に應用して行くし、未だ單なる宣傳の境を脱せず、ましてその本然が明白とならぬものであつたら、容易に迷はされぬ根本の心得が大切だと思ふ。我々は少しならず新しい流行に耳を傾け易い、そして手足を出し易い、もとより進歩の空には改革の太陽が輝いて居るから、その光を浴びんとするのは共同共通の人情といへばいひ得るのかも知れぬが、少しこの人情が脆すぎる、弱すぎる、もすこし腰の力を健かにして、受けて見、見て考へ、考へて取捨する習慣をつけるやうにせぬと、自己の省察、自己の利發と云ふものがいつの世になつても、先づは我々市民の間に湧かず、況んや市民獨特の保健、衛生の道術などは一寸生れて來さうにも思へない。この際苦言を呈することは、單なる物ずきでも何んでもないので、どうかして市民とともに襟を正しうして我等の日常世界、次代の日常生活を、より以上に幸福に、より以上に意義あらしめるやうにせんとする一の方法を考究するに過ぎぬのである。この一點はよそごとでなく討究して貰いたいと思ふばかりである。

個人から團體へ

長々と個人の日常生活に關する衛生道に就て語つたのは、敢て個人悉くが醫者の如き素養を持ち、藥劑師のやうな分別を有することを望むのではない。勿論常識中には醫藥に係はる雑多の問題を、少しは理解し處理するほどの心得は欲しいものであるが、決して個人ばかりの長生健康法を希望するのではなく、個人が基本となつて新時代に處する新保健道を會得せねば、その個人が構成するところの社會、團體が決して健全愉快なものに成らぬと信ずるところがあつたからである。

個人の安寧と幸福の厚薄は、直ちに社會に影響し、又社會生活の整と不整とは同じく直ちに個人の日常に大きな波紋を及ぼして來る。社會が學術の進歩を盛り、文化の展開を容れていろいろな方面から個人へ向つて集注して、よりよき幸福と安慰とを希望する、個人は又これを受け入れつゝ、尙その上で自らの思考する發見發明を社會へ向つて寄與して行く、この二ツの關係は恰も不離にあり、あき絢なへる繩繫がる鎖と、うてい切斷しては用を爲さぬものであつて、近世醫學治療の進歩などを一見すると、よくこの間の消息が明白になるのであつた。

社會政策として高調せられる水道組織、食物検査、保健の研究、建築の進歩、血清類の注射、消毒法の完全などが、いかに現在の人間の生活上、その天死を未然に防ぎ、そして生産を高上せしめたかは、諸國の率が立派に示して居る。即ち文明の社會衛生的、行政的施設が、昔の民の夢想もしなかつた狀況となつたことは、今の世に生活する國民の、感謝すべき恩恵と言はねばならぬ。

たとへば個人がもし一度疾病、結核病にでも罹つて治療を受けるものと假定するなら、醫者は先づ自然療法を勧めるであらう。自然療法とは攝生、氣候、轉地、安靜などの自然條件を尊重したものである、それから強制療法として、近世合成化學のあらゆる粹を積成したいろいろな療法を試みるであらう。ツベルクリンといふもの、即ちコッホ氏新舊及混合ツベルクリン、ペーリング氏ボボワクチン、フリードマン氏龜生菌、ハンブルグ氏人型生菌を始め四十餘種の注射を試みるであらうし、多くの血清と藥物とを惜し氣もなく與へるであらう。その外理學的療法としてX光線、日光空氣をも説き、對症療法、精神療法、外科的療法と、あらゆる手段を盡してその疾病を一日も早く治癒せんと努めるのであらう。何の爲めか、言ふまでもなく、その發生したる憂患を除去して、即ち個人の安寧と幸福とを希望するものに外ならぬ。單なるその

目的に、周知のことながら實はかやうなる方法を以て臨むのであつた。

若し傳染病流行時などはどうであらうか。上下を擧げてその撲滅に狂奔する、晝夜不休の努力を續けて社會個人の生活を、安全ならしめんとする結晶が、かやうに出來上ることは云ふにも及ばぬことであつた。社會は行政を始め、百般の施設を營々として執り行ひ、よりよき國民の生活を補佐して居る、一にして二、二にして一、個人は單に社會組織に任せ切つてよいかどうかは、既に自明の理となつたのである。

昔は己れの鹽齋を憂へずして國の事のみを憂へてもよい時代が屢々あつた。即ち自己の臺所勘定は放擲してひたすら國家の臺所勘定をしてもよかつた時があつたのである。然し今の世間はさうは行かぬ。自分の臺所勘定の完全でない人の生活では、第一自分の完成が望まれぬ。第二公民としての責務を完全に果すことが出來ぬ。第三次代の國民を育成すべき當然なる足場を作ることが不可能である。こゝが單に偉人傑士といふ部類のみでなく、平凡なる人々でも同じことが言へるので、即ち時世相の當り前なる進歩と事實であつた。豊太閤やナポレオンが偉かつたとて今の世界にそんな眞似をしたなら、すぐ精神病院法が適用されて了ふ、個人も社會も平凡なる公生活、共同なる公生活を行ふ世の中となつたのである。徒らに個人の

生活をして嶄然たる特異性あるものとせしめることは、絶対に止めさせ避けさせねばならぬものである。

日常生活が個人の上に完成することはとりも直さず社會の一進歩、一完全であつた。それから推して始めて社會公衆の大きな保健、衛生の術を共同にすることが出来るのである。いかなる名法が発見せられても、個人が快くこれを容れなければ、有るも無きも同じである、之と同様に個人同志の堆積が、社會に快い反映を來さぬと、その社會は遂に亡んでしまふ。工場の衛生、労働の保健、住居の完全と云つたところで、個人と社會と共通した心もちにならぬと、依然として舊態を持續するといふもので、どうか、心ある人々の一考を希ひ、そして各々の天分をして充分に盡さしめるやうにしたいものである。

人の生活に就いては、これ迄現前するいろいろな現象のみを説いて、多く精神的の方法、次には睡眠、休息のこと、運動のこと、杯はあまり語らなかつた。それはつまり、恰も衣食住に於て、過ぎたるは取るも及ばぬといふことを語つたから、それさへ會得したなら自然と一切が分明することと思ふ故に、こゝにはその運動、睡眠などの學理や實際は云はなかつたのである。之を語ると、雪上尙霜を加ふる如きもの、もはや賢明

なる市民の諒解したところであらうと思ふ。

この書の終りに

一、新たなる自覺

人間の此の世に存在する意義、生活の根源、社會構成の眞理、人世の價値、これらは千古の疑問として古往今來、多くの哲人に依つて思索せられ、體と心、物質と精神の問題も尙今に論議せられて、恐らくは未だ歸趨を見ぬものながら、人間の世界に於ける複雑な現象は、やゝ科學的にその階梯を知られる時代とはなつて來た。然しながら哲人學者がいかに深奥なる研究に苦心を拂ふとも、普通なる我々同士は只事實の日常生活に於て、是を是なり、眞を眞なりとする方法のみに没頭せねばならなかつたのである。即ち我々は言ふ迄もなく、我々の生活の眞理を、知ると否とに係らず、只々この事實を營んで行かねばならなかつたのである。

一面では學問の世界が進歩し、一面では經濟の世界が共通になる。その間に介在して右を見、左を眺めて迷ひ且つ考へる時のみが多かつた。未だその中核を握る前に、混亂せざるを得ない時世となつたのである。茲に於て新たなる感念と自覺とを

欲求せねばならなくなつたのである。この書が最初に生命の神秘と、人の生活に於ける意義について少しく質すところあらんとし、更に世界に於ける日本人の特質、日本人の生活の史的變遷、さては近世の疾病、治療に及び、明らかにその一斑を指示したのは、つまり時代精神の歸結するところの趣きを、自らに解決せんとし、又その要素たるべき幾分の瓦礫を、寄せんとしたるに過ぎぬのであつた。

故にこの書はもとより我々の衛生發展史でもなければ、保健事業史でもない。もしこの點を高調せんとすれば、流行性感胃の病原菌と流行性の状態まで説示すべき必要のあることはよく知つて居り、殊に社會事業中にも、近世日本に於ける勞働法から延いては目前の工業關係の實數を擧げ、そして、中に働く人々の衛生状態をも仔細に見ねばならぬことも承知して居る。しかしそこ迄及ばなかつたことは、即ちこの書の目的が他にあること、紙數に限りあつて微細な點まで立ち入るを許さなかつたこと、などの結果なのであつて、これらは他日の機會に、改めて觀察を下して見たい慾だけは持つて居るのである。

日常生活は、社會構成の單細胞の如きものであつて、この榮枯と盛衰とに依つて直接社會國家に深大な影響を與へることはすでに數々説示したところであつた。

見れば見るほど我等の周圍は複雑であり、多岐であり、多様であつて、およそ何れに適歸すべきものかは、一統に迷うてるのが日本の現状であつた。衣に食に住に、あまりに説示する者が多く、そしてあまりに異變が多い、我々はその中核を何れに採つて、而して如何なる方法に出でるのが最も合理的であるかは、人に語らんとする瞬間、又同じく迷ふのである。即ちこの書は、主として我等の迷ひの正しいか正しくないかの種々相を、忌憚なく示して、相互に戒慎し、進行し、その本來の性をして、即ち生活の機能をして完全に遂行させることを目指さんとしたものであつて、遂に系統の立つた衛生史とならなかつたことは、よく分明するであらうと思ふ。

故に我々の周圍をもすこし分明する必要がある、よく分明にしてからその本然性といふものを考究する必要がある。こゝで始めて本然の性に順應する生活と背反する生活との差が、個人と社會の上に衛生、保健のいかなる形式に表はれて來るものであるかを、立派に指摘する事が出来るのである。この書はそこ迄到達するところの一道程を、現はしたものと見て欲しいと思ふのである。

十七世紀にウキリアム、ハービーといふ天才が、血液循環の原理を發見してから、衛生に關する施設が、がらりと變つたのであつた。それ以來人體に對する加持方法と

いふものが、どんなに雄大な發達を來したかは今更ら云ふ迄もないことである。今やありとあらゆる衛生法、保健法が講せられ、人は絶大の幸福に酔うて居るかのやうに見えるが、さて靜かに回顧するなら、果して我々の日常生活上に、多くの幸福が光つて居るかどうか、これは少し考へて見ねばならない。

成る程疾病に對する治療法の進歩などは、大に時として幸福を與へるものがあり、又之に依つて一般人類が、いかに天死、病死といふものを免れたかは、明らかに統計が示して居るが、果して近世學問の進歩が、我々の日常にそんなに深く廣く影響を來して居るかは、やはり熟考する必要がある。たとへば社會衛生の施設として上水、下水の遍滿などは、學理を實際に應用して日々の生活に幸惠を與へて居るものがある。ところが果してその爲めに、恐るべき早老、衰老といふものが、我々の家庭から姿を消してゐるか、否、少しでも率を僅かにして居るか。

家族の状態、職業、生活方法、社會的地位などに依つて個人の日常が、丸々差異を生ずる、まして人種性、年齢、遺傳體質などの規約が背後にあるとすれば、同じ年でも、悉く變りのあるのは、理の當然である。況んや職業がその人の生活と密接な關係あり、殊に健康と壽命とに至大な繋がりのあるのは、考へねばならぬところであらう。たとへ

ば通常危険の多い業務といはれる毒物(砒石、水銀、鉛、燐、瓦斯、傳染物質)を扱ふもの、塵埃物(セメント、石、毛髮、煙草、陶器、白堊)などを扱ふもの、危険に遭遇することの多いもの(マツチ、爆裂藥、鑛夫、水夫、漁夫、石工)などから、早速に氣候の激變に出會する仕事(パン焼き、御者、番人)をする者などは、他の職業と比べてその健康に大きな變化を及ぼすものとして考へねばならぬのである。危険が多いからとてかやうな職業を、悉く無くすると、社會が困つてしまふばかりか、社會が完全に構成出來ぬ、そんなら社會はモルヒネやニコチンの濫用を戒める位の程度で、やはりこれらの従業者の健康をよく思考して、よりよき保健法を示してやらねばならぬ。

と同時にそれらに従事する人々も、亦單に社會當局の命令などを聞く迄もなく、自分の職業をよく省察して、普通人よりは尙一層保健に關する方法を會得し、實行せねばならぬものであつた。これは獨り自分のみの問題でなくて、延いては自分の子女に係はつて行くべき重大なる事實である。しかしかやうに考へてゐても、いざ日常の實生活となると、どうしても思ふ十分の一も、保健に叶ふ生活が出來ずに居るのが一般の狀況であつた。それは社會が悪いか、個人の罪か、考へ方ではどちらへも傾けるものであらうが、これは主として各自銘々の自覺が足らなかつたといふことに歸

着すべきものであらうと思ふ。

元來衣食住の三者が、その本然の性として單純であるべきものが、現在の如くあまりに多岐複雑になつたことは、改めて考へて見るべきことであつて、單に文化の進歩とか、食物の交通とか、生産の過剰とかで簡潔に結論をつけて了はれぬものであらうと思ふ。それはこの複雑から當然に表はれて來る社會現象、即ちたとへば乳兒死亡率の減少を計るとか、學校衛生の徹底を企てるとか、トラホームの撲滅を圖るとかいふ、團體の施設として見られるものには、極めて簡單なものと清らかな生活に反つて行く方法が多いからである。即ち言葉を換へると、形式を止めて本質の生活に戻して了ふこと、たとへ又形式が變らうとも、その本然ではいつもその由來と必要とが忘却せられることのない生活に歸ることがいつも高調せられるのを見るのである。して見ると、近世殊の外かうした多岐複雑になつたのは、以上の理由の外にも、一つ形式にのみ囚はれて、人間の生活の根本義を忘れて了つた結果だとしてもよいやうである。

生活の根本義といつたら難しく感ずるであらう。そんなら日常生活は、人の生命を保全して生涯を安らかにし、社會人類の至幸至福を進むるところの根本とでもい

はうか。病、老、死は人世の悶憂相ではあるが、どうしてその三つの苦痛から少しでも遠ざかり、出来るだけの息災と不老と不死と、延命と長壽とを得んとするか、その求むべき源が即ち我等の日常生活にありと言はうか。さうしたならば生活の根本義といふものが一きわ明白になるであらう。

一言に今の世の生活状態を云ふなら、自ら進展して行くといふことなく常に上から強制せられるものが多かつた。受動的であつて能動的ではなかつた。だからそこには昔に變らぬ形の上での情勢、習俗ばかりが残り、心の上でも逐年の風に馴染むばかりであつた。この忙はしい世に、これでは日本の特色を發揮するどころか、從來の生活相を判定する資格さへ無いのである。私生活にも公生活にも、時代的精神が氣持ちよく表はれるといふことは望まれぬ譯であつたのである。況してやくさぐさの實生活上に於ける衛生、保健の方法などは、馬耳東風であつた譯である。

かやうな生活なら果して善いか悪いか、可か不可かなどは、もはや斷定を下す迄もあるまい。殻を破つて出づる生活、もの皆進歩の曙の空に向ふ間に、何が故に獨り日常生活のみが、理解なき一日一日をくり繰すに過ぎぬものであらうか。

斷じて云ふ、個人の生活に先づ各々の自覺がなければ、人間の根本の第一義は成立

しないものである。自覚、しかも新たな自覚こそ、何物にも能働する根本となるべきものである。

二、公生活の實感味

今までの日常は多く私的生活に終始するのが主となつて、なかなか公的生活に關涉を持つ方法といふものが、少なからず缺乏してゐるやうであつた。傳染病の隔離所、消毒所、獸疫検査所といふ種類の機關が施設せられても、進んでその機關の組織を見ようとはせず、却つて自身には丸々無關係なことのやうに心に留めず、今年は傳染病患者がいくらほど收容されたと聞えても、上の空かもしくは却て厭はしく耳を掩うて聞かぬことを望み、果は同胞が幾人、いかなる流行病に斃れんとして苦悶しつゝあるかをさへ、知らぬふりで過さうとするのが常の状態ではあつた。であるから若し萬一、我が周圍から同じ患者を出しても、ともすると隠蔽する氣になり、この病原菌が誤つて近隣に傳播されたなら、いかなる結果を來すものかをさへ、忘れた如き様となり、果ては隔離所に收容でもされたなら、身邊の人は恥しくて世間へ顔向けも出來ぬといふ氣になつてしまふのである。傳染病に罹るといふことは、正しい理論から

言ふなら、それは恥かしいことに相違ない。恰も患者が非衛生なる生活を、そのままに露はすものだからである。眞の意味では獨り傳染病のみでなく、一般疾病でもさう言ふことが出来るのである。然しもう仕方のないことだ。一度傳染病に襲はれたなら、我が身の保全はもとより、社會公衆の爲めに自ら進んで隔離消毒所に赴き、己れ一個のみの災ひに止め、決して同じ憂患を同胞に及ぼさぬといふ態度に出ることは、寧ろ恥かしいを通り越して、誠に見上げた勇氣と申すべきものではなからうか。一人かやうな勇氣を有するものが出るために、これに關係してどんなに安樂にその機關を運轉して行けるものか分らない。恐らく罵られ笑はれるよりもつと力強い心を以て感謝せられるだらうと思ふ。

嘗に傳染病などの非常時のみでない、日常に多く存するトラホーム、肺患者、花柳病者などの如きものも、自己一人の所謂公けの生活を尊重する心持ちでその始末を忘れなかつたら、最後には、大した經費もかけず、煩しい手數もなく、嚴しい法律をも「さすして、極めて順當にこの世界が清淨になつて行くことであらう。旅の耻はかき捨て、といふ悪い言葉が残つて居るが、旅で知らぬ國なら、一寸位の耻は何でもない、却て一興だらう、など、いふ輕卒な突嗟的な心もち、あれがまだ我々の日常生活に多分に

残存してゐるのであつた。社會全體がまだ自分に注意して居らない、この位の下水を自由にしたからとて別に大した影響もなからうではないか。九牛の一毛にも當らぬ程だ、いつそのことこの位の事はやつて了はう、と云ふ心持ちが、少し考へて見ると恥しいが屹度あつたのである。

右は病氣の場合などを語つた一例であるが、事情がかやうな譯であつたから、保健的施設の事業に對する智識杯に至つては、由來も道程も仕事も結果も、實は残念ながら皆目なかつたのである。たとへば前にも屢々高調した如く、日本は世界の各國に比較して乳兒死亡の率が馬鹿に高い、およそ文明國としてあるまじき悲惨な現況である。そこで日本の重要な都市では、この對象事業を起して、何卒して乳兒死亡の率を低下させ、國民出生の完全なる成果を揚げんものと、こゝに先づ妊産婦保護の事業を興すことゝなつたのである。この事業の現状は、未だ一般に徹底する程にはなつて居らぬが遅れ走せながら誠に結構な、重要事業であつて、既に六大都市の保健施設として數へられて居るのに、一般の市民には、保護された者又はせられつゝある者を除いて、少しもこの事業に對する興味をさへ持たずに居る有様なのであつた。つまり自分の家の妊産婦さへ無異で、又出生した兒が安全でさへあれば、もはや左様な

事は知つても知らずともよろしいと云ふ態度であつたのである。我が同胞の悲痛などは第二、第三として仄かに聞く位の態度であつたのである。然らば我々市民には同情の念といふものが少しもないか、と云ふに、どうしてどうして人より二倍も三倍も同情心は深い。殊に我が市民などは彼の十二年の大災難に出會してからは、人の慘禍をさながら我が事のやうにさへ同情するのであつた。それで居ながらかやうな施設に對する興味も注視も持たないと云ふのは、どういふ原因に據由するものであらうか。

即ちそれは公生活に對する修練が足らなかつた結果である。私生活を直ちに公生活に推及して、我れ人共にするところの最初の實感味が乏しかつたのである。そこには公的生涯を送る場合の教育が缺け、一の些事が公衆に及ぼす影響を最初に味得する繊細な感情に鈍かつたのである。

それ故に就中衛生の事業などは共同動作の圓滿は期することが出来なかつた。この根本の思念を養成するには、小學生の時代から改めて公的生活に對する純然たる智恵を吹き込み、ともすると利己的になり勝ちな子女の心を、引き戻しつゝ、教へ込まねばならぬ。學校ばかりでなくすべての家庭に於ても、先づ私の生活と公の生活

との連關を心掛け、あらゆる社會の出來事を味はせ、批判させ、而して自らなる正しい判斷心を重厚にさせることに努力せねばならぬ。子女の無邪氣な心持ちに、社會の複雑な現象を吹き入れることはどうかと心配する人もあるだらうが、そこは程度の差異であつて、現に諸外國の例が多くあるから、教育者などは改めてこの公德心の養成に一段の注意を拂つて欲しいと思ふ。とともに各家庭に於ても、親たり家族たる人から先づ社會生活に關する一切の出來事に注意して、我が近邊に群がる事實をよく理解し取捨して、其の關涉する處の始終を見究める習慣をつけぬと、時代の趨勢に伴ふことが出來ぬのみか、世に立つ上からも甚しい不利を受けることがあるであらうと思ふのである。

三、共同保健道の新興

私生活を一步高く出で、更に公的生活に於ける衛生保健の方法を、共同で考へ且つ行はねばならぬことは、右申した如くである。近頃はいろいろなる共同の訓練が高唱せられ、青年團、處女會などの團體が澤山生れ、平時には一般の教育、就中德育を重んじた訓練が積まれ、非常時に際しては一變して救護の仕事に^{たづなは}轉るやうになつたの

は非常な進歩であつて、これは一點世界の公義心と共通したかの感があり、我々の常に欣賀に堪へぬものとするところであつた。平時と非常時との差は、まことに感じ方考へ方一つであつて、平時の中に非常時を孕み、非常時の中に平時の面影が髣髴として在る、截然と區別をつけて仕事を分別することは即ち極端に表はれた時ばかりであつて、實は平時にも非常時にも共同の精神、共同の動作と云ふものには何の變りもなかつた。こゝが訓練の最大眼目となるべき點であつて、殊に前に言うた青少年の社會に寄與し、貢獻することを以て、公生活に於ける唯一の義務とし、この義務が愉快なる表現となつて、翻つて我が私的生活に反映し來るいふことを望む心、我が遂行したる少しの公義心が、却て社會に取つて大きな波紋を畫き、その結果としていかなる方面にも善良なる反響を起すことを悦ぶ心、それが畢竟我々の云ふところの、公生活に對する實感味を養ふ第一義となるものであつた。

共同の保健が動作となつて表はれるなら、そんなに蔓延せずとも濟むものが、我々の周圍に極めて多い。傳染病の如きも、簡單なる動作が共同に連合すれば、苦もなく絶滅して了ふものである。傳染病でなくとも、一般の疾病などでも、罹るまへに防ぐことが出來るとそれでいゝのである。即ち豫防と云ふことを行ひば、難儀な目に合

はずにすむのであつて、之を豫防するには、個人の衛生を勧めねばならず、其の上に社會の衛生を勧めねばならぬ。社會の衛生を完全に勧めるには、どうしても公衆の共同動作を必要とする、共同の保健と云ふことが少しでも缺乏したなら、いかに個人のみが完全に防いでも社會が非常な困厄に陥つてしまふ。そこで個人と社會とで、兩立しながら共同動作の氣風を興起させねばならぬと云ふことに歸するのである。考ふべきことは、疾病などは、肉體にばかり起らず精神にも起るといふ一事である。これは勿論社會の狀態に關係するところが多いから、如何にせば個人の心身の疾病を除くべきかは、延いては社會をいかにせば本末ともに健全ならしむべきかと同じものであつた。犯罪などには裁判醫學といふものが必要になつて來る如くに、個人の衛生に反した行爲が、直ちに社會の保全に關係して來ることは、一時も忘却することの出來ぬものである。

社會の構成から見ても、その進歩は一足飛びに出來るものではなかつた。恰も醫學が太古から人間相手に徐々と今日の境界にまで進んで來たやうに、なかなか急速とはいひ條そこには常に波動の如き上下があつた。たとへば治療といふものゝ太古には三通りあつたが、今日でも形式こそ變れやはりこの域の進歩に止まるといつ

たやうなものである。三種の方法とは即ち一は心理的、二は食餌的、三は藥劑的、手術的を指すのである。普通に治療といへば單にこの第三を云ふのであるが、どんな醫師でも第二を考へ、又少しでも第一を添加するのであつた。處が近世になると精神療法、理學療法など、立派に名目をつけられて、既に一種の科目を制定されるやうにさへ成つたのである。太古は方法が簡單で、今は大に複雑になつたばかりの差別であつて、ともに合理なりと考へた點は同一であつた。

但し太古の治療法は簡單ながら、その根源に於て神秘なものが多かつた。こゝに云ふ神秘とは近世に用ひられる生命の神秘、血液の神秘などは、遙かに異つた意味で、たとへば巫祝が神に祈つて恍惚となり、人間が嗜好する酒を飲んで恍惚となる態を、神と人と共同し共通になる状態、神秘の世界として醫、鑿の字などが作られたのである。そこで太古には一種の飲滴、藥味を以て萬病を治し得るものと考へた。この實行は古く印度や東洋などに隨意に見られることで、日本などでも既に神代に於て醫藥と禁厭と兩立して用ひられたことが分明して居るのである。

かういふ風に太古は個人よりは寧ろ社會的に疾病を救ふことを主眼としたやうであつた。成る程人に疾病のあるやうに社會にも疾病がある、群衆心理を研究する

必要のあるやうに群衆疾病をも見究める必要がある。これは國家學、社會學といふやうな名稱の下で討究することが至當ではあらうが、しかし現代の醫學でもこの邊まで範圍を擴大して考へねば、單なる現象の解剖だけでは、どうしてもその對症治療法といふものが一寸見出せない、と同時に個人も亦その一分子として、是非とも社會疾病の奈邊に起り、そして波動するものであるかをよく見究めて置く必要があらうと思ふ。それにはどうしても市民が提携して共同の保健道に心を入れねば、この根本から探り出して日常の幸福を増進する方途といふものが無いのである。

四、長壽か廣壽か

個人の衛生も、社會の保健も、その歸するところは人の生命をより長く、より幸福にするといふ一點に止まることは、もはや論ずるまでもあるまい。生存の慾は止まるところを知らぬものであるから、もし秦の始皇の欲した不老不死の藥がほんとに發明されたならば、世界の富を傾けても買はうとするであらう。それ程生命は惜しいもの、尊いものである。しかしそれは夢想である。死は古人も今人も覺悟し、又何人も確かに覺悟して居るものであつて、只如何して死の早く來ることを防がんかとす

る處に、長壽の道、衛生の法といふものが考へられた。

細胞が分裂していろいろな生態になるといふ、分裂するところに複雑な生命があり、又種族的に生命を長くすると共に多少の幅を廣くする。即ち生命の幅が廣くなるのである。これを廣壽といつたのである。單純な間はあつてもこの幅が無いやうに見える。たとへば珊瑚蟲が海中に在つて永年の勞作を続け、終には一つの島を形成するやうに、幾萬年かの原人生活から、進歩が急激に表はれて來て、原人が一生涯かゝつて歩いた地上を、今日は一日で歩くやうになつたのである。一日どころでなく一時間で完全に行はれることもある。生命の長さといふものは、人の一生でも大した差別はないが、只相違することは昔と今とに於ける幅の廣狹である。幅が廣ければ、生命の廣さが増した譯になる。文明とは何ぞやといふなら、いろいろの疑問はもとより存するけれども、先づこの生命の廣さを増したものと答へることも出来るのであつた。

生命の幅、廣壽とは何を指すか。即ち我々の周圍に擴がる社會、現代の世界を言ふのである。人が文明といふものを羨み、望み、誇り、そして孜孜として勤勉するのは、動機に多少の相違こそあれ、何れも皆その順序から推して生存の欲から出發したもの

である。而も擴大しても止まる處を知らず、飽くまで文明を強調するのは、即ち幅の廣まるところに發展し、遂に今日の如き結果となつたので、人は長壽を争ひ保全を望むのも、皆單なる長壽のみでなく、實はこの廣壽になることを希望するものであつた。されば長壽といふのも、廣壽と云ふのも歸するところは同一のやうではあるが、時代に於て大に内容が異なると云ふべきであらう。

人間の欲求も考へて見れば、實際の無いものであつた。此の世に存するものなら、不老不死の藥を飲んで、いつまでも長壽でゐたいと願ふ外、長生しつゝ出来るだけの樂みをしたいたとなつた。この樂をする、即ち享樂といふことも、表立つた享樂と、裏に廻つた享樂とあつて、富貴を守つて汲々として居るものもあれば、又山間に棲んで浮世から離れて樂みたいものもあつた。これの内どれが人世に最も益するかは第二段としても、此の二つとも決して徹底し得る性質のものではなかつた。富貴榮華といふことも限りがあり、隱棲といふことも程度がある。山に隠れるも里に隠れるも容易なことではないからである。昔、兼好といふ法師は、支那の老莊の書から學んで、木曾の霧原山に庵を結んで、ひつそりした暮しに樂しんでゐた。ある日國の守狩獵に來つてその邊が頗る騒々しい。依つて歌を詠んで曰く

こゝも亦浮世なりけりよそながら思ひし儘の山里もがな

と。遂に郷里に歸つたと云ふ。世の騒々しさから離れて山里に栖んでも、一寸の間こそ興味もあれ、長く居れば興味はもとより、日常に不自由で仕方があるまい。印度のやうな暑熱の國ならとも角、日本の山里では寒氣にも堪らぬであらう。なる程人世の集團から離れたら閑靜でよからうといふのは人の夢想だけであつて、第一單調で刺戟がないから生活の興味が起らない。第二は元來社會性といふものがある以上、單獨では暮されない。兼好のやうにやはり最初は厭つた世の中へ、塵の浮世へすすごと歸るのが、まことに人間の本來の性であつた。

不老長生の仙術を學んで得ることの出来なかつたのは事實であるも、今でもこの術だけはどうかして學んで見たいといふのが、保健の根本となつたものとも極言すること出来る。風景のいゝ場所へ家を建てることも、世間の壓迫から脱して自分の力を展さうとすることも、幾分かこれに類似して居ると見られぬことも無い。只、眞に常識を備へ、享樂を同胞と共にしやうと思ふ者は、如何に塵世が嫌やだと云つても同胞から離るゝに忍びない。若し厭ふべき部分があれば改善して愉快なものにしやう、單に遠ざかるよりは自ら親しくして、後々の爲めに善いものに直してやらう

といふ熱情が湧いて起るのは自然である。人には幾分か塵の世を厭ひ嫌がる氣のあることは事實であり、この心あるが爲めに徐々ながらも改良進歩が表はれるのであるが、同胞を思ふ情が切なれば、どうしても所謂俗を離れることが出来なくなる。自己を考へて後、どうしてこの世を救済してやらうかとの大願を起す筈である。こゝが日常生活を完成に近からしめんとする第一歩となるのである。

保健の術に努めるのは、長壽即ち廣壽をして、常に元氣の旺盛なること、突然死の如きもの、襲はぬやうにすること、而して自らの力を怵む如く、社會全體の力を怵み、この世に存すべきほどの幸福安慰を齎さんとすることに止まるものである。説いてこゝに至らば、それは只我々の日常生活の合理的な過程に期待するより外ないことが明らかになるであらう。即ち日常生活をして合理的のものとし、更に社會公衆と共同なる勞作に依つて新たな自覺の世界に進むより外に、其の方法の無いことを自らに悟るであらうと思ふ。

(終)

横濱市衛生組合聯合會規約

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ横濱市衛生組合聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ横濱市内ノ衛生組合ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ横濱市内ノ聯合衛生組合ニ於ケル傳染病豫防救治、一般衛生上ニ關スル統一、隣保協同相互扶助ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ事務所ハ假リニ横濱市役所衛生課内ニ置ク

第二章 役 員

- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會 長 一 名
 - 副會長 二 名
 - 常務理事 拾五名
 - 理事 四拾五名
 - 會計主任 一 名
 - 參 與 若干名
- 第六條 本會ハ理事會ノ決議ヲ經テ顧問若干名ヲ囑託スルコトヲ得
- 第七條 本會ハ必要ニ應シ有給書記ヲ置クコトヲ得
- 第八條 會長副會長ハ理事會ニ於テ推薦ス常務理事ハ理事會

横濱市衛生組合聯合會録事

ノ五選トシ、理事ハ組合長會ニ於テ選舉ス
但シ會長ニ於テ定員外ノ常務理事五名マテヲ組合長以外ヨリ推薦スル事ヲ得

會計主任ハ會長ニ於テ本會ノ衛生組合長中ヨリ指名ス
參與ハ會長ニ於テ市衛生當業者中ヨリ之ヲ囑託ス
有給書記ハ常務理事ノ意見ヲ聞キ會長之ヲ任免ス

第九條 會長、副會長、常務理事、理事、會計主任ハ正當ノ理由ナクシテ其推薦ヲ辭シ又ハ任期中辭任スル事ヲ得ス

第十條 會長、副會長、常務理事、理事、會計主任ノ任期ハ二ケ年トス
但シ衛生組合長ヨリ選舉セラレタルモノニシテ其組合長ヲ退クトキハ當然消滅ス

第十一條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ第八條ニ準シ補缺ヲナスモノトス

第十二條 會長ハ本會諸般ノ事務ヲ總理ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ是ヲ代理ス

常務理事ハ會長ノ諮問ニ應シ會務ヲ補佐ス
會計主任ハ會長ノ指示ニ依リ金品ノ出納及保管ヲ掌理ス
參與ハ會長ノ要求ニ依リ事務ヲ處理シ又ハ會計主任ノ事務ヲ補佐ス
有給書記ハ會長ノ指揮ノ下ニ庶務及會計ニ從事ス

第三章 組合長會

- 第十三條 本會ニ組合長會ヲ設ク
- 第十四條 組合長會ハ本會ノ衛生組合長(以下單ニ組合長トス)ヲ以テ組織ス
- 第十五條 組合長ハ組合員ヲ代表スルモノトス
- 第十六條 組合長會ノ議長ハ本市衛生組合聯合會長(以下單ニ會長トス)ヲ以テ之ニ充ツ會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ會長副會長事故アルトキハ出席組合長中ノ年長者ヲ以テ臨時議長トナスコトヲ得
- 第十七條 組合長會ハ定期及臨時ノ二種トシ定期會ハ毎年四月之ヲ開キ臨時會ハ會長ノ意見ニ依リ又ハ組合長二拾名以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク組合長會ハ會長之ヲ召集ス
- 第十八條 組合長前條ノ召集ニ應シ難キ事故アルトキハ副組合長代リテ出席スルモノトス
- 但シ組合長副組合長共ニ出席スルコト能ハサルトキハ會長ノ承認ヲ得テ委員中ヨリ代理者ヲ出席セシムルコトヲ得
- 第十九條 組合長會議ノ議決スヘキ概目左ノ如シ
 - 一 衛生組合ノ事業ニ關スルコト
 - 二 規約ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
 - 三 豫算及決算ニ關スルコト
 - 四 基本財産積立金等ノ設置管理及處分ニ關スルコト
 - 五 官公署ノ諮問ニ對シ意見ノ答申ヲナスコト
- 第二十條 組合長會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ理事會

- 又ハ常務理事會ニ委任スルコトヲ得
 - 第二十一條 組合長會ハ組合長三分ノ一以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得
 - 但シ同一事件ニ付召集再會ニ及フトキハ此ノ限ニアラス
 - 組合長會ノ議事ハ議長之ヲ開閉ス
 - 第二十二條 議長發議セントスルトキハ副會長ヲシテ議長席ニ着カシメ議席ニ於テ陳述ス
 - 但シ副會長缺席スルトキハ出席組合長中ノ年長者ヲ以テ臨時代理セシムルコトヲ得
 - 第二十三條 組合長會ノ議事ハ出席者ノ過半数ニヨリ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
 - 第二十四條 顧問、參與、定員外常務理事ハ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
 - 但シ議決ニ加ハルコトヲ得
- 第四章 理事會及常務理事會
- 第二十五條 本會ニ理事會及常務理事會ヲ設ク
 - 第二十六條 理事會ハ會長、副會長、理事、會計主任ヲ以テ組織ス
 - 第二十六條ノ二 常務理事會ハ會長、副會長、常務理事、會計主任ヲ以テ組織ス
 - 第二十七條 理事會及常務理事會ノ議長ハ會長ヲ以テ之レニ充ツ會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ之ニ充ツ會長、副會長共ニ事故アルトキハ出席者中ノ年長者ヲ以テ臨時議長トナスコトヲ得

第二十八條 理事會ハ會長ノ意見ニヨリ又ハ理事二分ノ一以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク常務理事會ハ毎月一回開クモノトシ其他ハ會長ノ意見ニ依リ之ヲ開ク理事會及常務理事會ハ會長之ヲ召集ス

第二十九條 前條ノ召集ニ應シ難キ事故アルトキハ其理由ヲ具シ開會前日迄ニ會長ニ通告ヲ要ス

第三十條 理事會ハ其權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ常務理事會ニ委任スルコトヲ得

- 一 組合長會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其委任ヲ受タルモノ
- 二 會費ノ賦課徴收ニ關スルコト
- 三 顧問囑託ニ關スルコト
- 四 組合長會ニ提出スル議案ノ審査ヲナスコト
- 五 組合長會ニ提出スル豫算決算審査ヲナスコト
- 六 組合長會ニ提出スル報告書ノ調査ヲナスコト
- 七 會長ニ於テ急務ヲ要スト認メタル事件ノ議決ヲナスコト
- 但シ前項ノ議決事項ハ次會ノ組合長會ニ報告スルモノトス
- 八 違約處分ニ關スルコト
- 九 其他會長提出事項及第十七條ノ請求ニ依ル事項ノ審査ヲナスコト
- 十 急ヲ要スル官公署ノ諮問アルトキハ其意見ノ答申ヲナスコト
- 十一 會長ニ於テ急ヲ要スト認メタル事件ノ審査ヲナスコト
- 十二 組合長會及理事會ニ於テ委任セラレタル事項ノ審査ヲ

横濱市衛生組合聯合會錄事

ナスコト

第十三 既定事業ノ實施ニ關スルコト

但シ十一、十二、十三ハ常務理事會ニ限り適用ス

第三十一條 理事會及常務理事會ハ三分ノ一以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得

但シ同一事件ニ付召集再會ニ及フトキハ此ノ限ニアラス

理事會及常務理事會ノ議事ハ議長之ヲ開閉ス

第三十二條 第二十二條第二十三條第二十四條ハ理事會及常務理事會ニ之ヲ準用ス

第五章 會計

- 第三十三條 本會ノ經費ハ各衛生組合ノ負擔トス但シ負擔ノ割合及徴收ノ方法等ハ理事會ノ議決ヲ以テ定ムルモノトス
- 第三十四條 毎年度ノ豫算ハ四月ノ定期組合長會ニ附議シ決算ハ同組合長會ニ報告シテ承認ヲ求ム事業ノ報告亦同シ
- 第三十五條 本規約ニ於テ年度ト稱スルハ其年四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第六章 報告違約處分其他

- 第三十六條 第五條役員及第六條囑託員ノ住所氏名ハ市長ニ報告スルモノトス
- 第三十七條 組合長會ノ日時場所及議題ハ開會前日迄ニ市長ニ報告スルモノトス
- 第三十八條 豫算ハ議決後十日以内ニ決算ハ認定後三十日以内

新横濱の建設

ニ市長ニ報告スルモノトス
第三十九條 本規約ハ市長ニ報告ス改訂變更シタルトキ亦同シ
第四十條 本規約ニ違背シタル場合ハ理事會ノ議決ヲ經テ相
當ノ處置ヲナスモノトス
第四十一條 議事ニ關シ本規約ニ明文ナキモノハ普通會議法ニ
依ル
第四十二條 本規約施行ニ關シ必要ナル事項ハ理事會ノ議決ヲ
經テ會長之ヲ定ムルモノトス

横濱市衛生組合聯合會功績表彰規程

第一條 表彰ハ本會ノ爲ニ功績顯著ナリト認メタルモノニ對シ
理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フモノトス
第二條 表彰ヲ分チテ感謝狀、功績狀ノ二種トス
但シ記念品ヲ添附スルコトアルヘシ
第三條 表彰ヲ請求セムトスルトキハ被表彰者ニ對スル左ノ事
項ヲ記載シ會長ニ報告スルモノトス
一 住所職業氏名年齢
二 功績ノ概要
第四條 本規定ニ要スル費用ハ本會ノ經費中ヨリ支辨スルモノ
トス

横濱市衛生組合聯合會

沿革小史

衛生組合ノ發達如何ハ市民ノ健康ト大ナル關係アリ目下市内
ニ百八十餘ノ組合アルト雖モ土地ノ狀況貧富ノ關係又ハ慣習等
ニ依リ其事業區々ニ涉リ設立二十三年ヲ經過セルモ何等發達
ノ見ルヘキモノナク爲ニ市當局ニ於テハ之レカ改善ヲ企圖セシ
際會々京都市ニ於テ全國都市衛生組合ノ會合ヲ催フスコト、ナ
リ當市ニ對シ市長ヲ介シテ出席方ヲ勸誘シ來リタリ依テ市長ハ
各組會長ヲ開港記念會館ニ召集シ協議ノ結果代表者トシテ各選
舉區ヨリ一名宛計五名ヲ出席セシメ會合ノ萬事ヲ委スルコトニ
決定セリ。

- 各區ニ於テ選舉ノ出席セラレタル諸氏ハ左ノ如シ
第一區 日比野重郎氏 第二區 市倉佐次郎氏
第三區 菅沼 惣吉氏 第四區 和田万之助氏
第五區 三島豐三郎氏

右代表者歸濱後報告會ヲ記念會館ニ開催シ席上代表者ヨリ組
合事業ノ連絡統一ヲ圖リ進歩改善セム爲メ各組合聯合ノ必要ヲ
諮リタルニ大多數ヲ以テ賛成シ創立委員トシテ前記ノ五氏ヲ選
舉シタリ。

大正十年九月創立總會ヲ記念會館ニ開催ス出席組會長百四十
餘名(當時組合百八十一)會議ノ座長トシテ若尾幾造氏ヲ推シ第

横濱市衛生組合聯合會錄事

一ニ衛生組合聯合會ノ設置スヘキヤ否ヤニ付議セシニ大多數ヲ
以テ設立スルニ決シ續テ會長副會長ノ推選ニ移リ滿場一致ヲ以
テ會長原富太郎氏副會長平沼亮三氏同渡邊利二郎氏ヲ推スコト
ニ決シ尙ホ承諾ヲ得ルタメ若尾幾造氏京都出席ノ五氏ヲ煩ハス
コト、シ引續キ常務理事五名理事二十名ノ選舉ヲ行ヒタリ斯ク
シテ横濱市衛生組合聯合會ハ設立シタリ。

會長ヨリ本會ニ對シ基本金トシテ市電車公債七分利付券面壹
萬圓ヲ概要左ノ條件ニテ寄附セラレタリ。
一、基本金ノ利子ヲ以テ事業費ニ充ツルコト
二、會ノ存在ヲ要セサル場合ハ會長ノ指示ノ公共事業ニ寄附
スルコト
本會ノ事業ヲ贊助シ横濱市ヨリ金壹千圓ノ補助金ヲ大正十二
年度ヨリ交付セラル。

事業概要

衛生標語募集

- 大正十一年度
一等賞 金三十圓 一人ノ不潔ハ萬人ノ迷惑。
二等賞 金二十圓 衛生ハ達者ナ時ノ心掛ケ。
三等賞 金十圓 身ノ爲メト成ス衛生ガ人ノ爲メ。
今日ノ健康ハ昨日ノ衛生。

新横濱の建設

三等賞 金十圓 衛生が人命を伸縮ミ。
三等賞 金十圓 治療ノ千金ヨリモ豫防ノ一錢。
衛生デ一設置 (毎月十日)

第一回七月十日醫師會、學校醫會、齒科醫師會、各小學校、看護婦聯合會等ノ贊助アリテ宣傳ビラ(各種二十萬)配布、講演會、展覽會等施行ス。第二回八月十日、藥劑師會贊助、蠅捕宣傳ヒラ配布衛生劇、安來節等ヲ利用ス。第三回九月十日、石油乳劑無料配布及女學校ヲ介シ消化器傳染病豫防宣傳ス。第四回十月十日清潔法コレラ豫防宣傳ヒラ配布。

大正十二年度

肺結核豫防宣傳、國民保健會ハ夜間活動寫眞ヲ公開セリ。
蠅取宣傳及宣傳及市ノ蠅買収ニ贊助シ懸賞金百圓ヲ附セリ。
石油乳劑六〇罇ヲ購入シ市内ニ配布セリ。消化器傳染病豫防計畫中震災ニ罹ル。

大正十三年度

市蠅買収ニ賛同シ宣傳ビラ配布及懸賞金百五十圓ヲ附ス。
(三十圓一本、十圓二本、五圓十本、一圓五十本)
五月中ヨリ市ノ蠅買収ニ代リ懸賞金百圓ヲ附シ一合五錢ニ買収ス。(懸賞金三〇圓一本、一〇圓二本、一圓五十本)

六月十日ベスト豫防宣傳ビラ小學校ヲ介シテ五萬及大ビラ衛生組合警察ヘ配付シ、蠅ノ買収前月通施行ス。

七月二十日消化器傳染病豫防宣傳ビラ小學校ヲ通シテ五萬及大ビラ各派出所湯屋理髮店衛生組合等ヘ配布。

蠅ノ買収繼續但シ懸賞金ハ七、八ノ二ヶ月ニテ百圓トス。

九月、十月懸賞付蠅買収前月通繼續ス。
十一月十日懸賞抽籤施行。
買収高十七石二斗九升六合也。

大正十四年度

總會

五月十五日、(雨)復興會。

(一)理事會 午後二時開會。

出席、會長渡邊副會長、常務理事理事二十三名。
外縣、市衛生課長。

議決事項其他

一、大正十三年度事業概要報告。

二、大正十四年度豫算附各組合ヨリ會費ヲ收入スル其標準、豫算中組合ヨリ徵收費用二百圓ヲ六百圓ト修正シ收入標準ハ大正十五年市ヨリ下附セラレタル助成金ノ額ニヨリ徵收スルコト。

三、豫算ニ對スル事業。

常務理事ニ一任、但シ石油乳劑使用ノ希望アリ。

四、衛生組合長葬儀ノ際聯合會ヨリ吊意ヲ表スル件及方法、會長名ニテ吊辭ヲ呈スルコトトス。

五、理事十名補缺選舉。

右組合長會ヘ提出。

建議

市倉佐次郎氏
一、塵芥焼却場設置促進ヲ市會ニ建議ノ件

多數賛成文案ハ常務理事ニ委任

建議

古屋光一氏

一、塵芥容器ヲ單用トシ居住者ニ於テ支辨備付ケルコト。

二、組合役員ノ數ヲ四十名以内トスルコト。

三、組合法規ノ改正ヲ當局ニ申請スルコトニ就テハ尙研究ノ餘地アルヲ以テ常務理事ニ一任。

(四)總會、午後三時縣課長、會長、渡邊副會長及出席組合長百七名。

一、決算及事業報告 承認。

二、豫算 理事會修正通り議決。

三、事業 理事ニ一任。

四、組合長死亡ニ付吊辭。 會長ニ指命一任。

五、理事補缺 會長ニ指命一任。

六、塵芥焼却場設置促進市會ヘ建議ノ件。 滿場一致文案等ハ常務理事ニ一任ス。

會長指命理事(補缺)

中井兼次郎氏 伊藤理三郎氏

川合菊次郎氏 栗原勝太郎氏

織毛勝次郎氏 志村永太郎氏

田中徳右衛門氏 山田 金松氏

渡邊 豊雄氏 金子 春吉氏

午後六時閉會。

事業

横濱市衛生組合聯合會錄事

一、六月十日衛生デー

腸チフス豫防宣傳ノタメビラ九萬枚ヲ衛生組合ヨリ毎月ニ配付ス。

一、八月十日衛生デー

消化器傳染病豫防宣傳ノ爲メビラ九萬枚ヲ衛生組合ヲ介シテ配布。

一、九月コレラ豫防ニ關シ各組合長ヘ警告。

一、十月、十一月市ハ引續キ蠅ヲ買収スルニ付宣傳ビラ九萬二千枚ヲ衛生組合ヨリ毎月ニ配布ス。

一、十一月コレラ終熄ニ付各組合長ヘ挨拶ス。

一、十一月コレラ豫防ニ付市長ヨリ感謝狀ヲ交付セラレタルニヨリ各組合長ヘ傳達ス。

一、十二月十日市ノ蠅買収ニ對シ本會ヨリ獎勵ノ爲メ懸賞金二百圓ヲ支出ス。

一、大正十五年三月、腸チフスト蠅ノポスター五百枚印刷配付右金十六圓支出。

一、大正十五年三月、天然痘豫防ポスター五百枚各組合ニ配付右金拾六圓也。

大正十五年度

一、公心一錢會ニ關シ各組合ヘ依頼狀ヲ發ス。

一、四月二十二日、結核豫防デーニ關シ宣傳ビラ九萬三千枚各組合ヨリ毎月ニ配付ス。

聯合會總會

新横濱の建設

一、六月十四日(雨) 於木町會館。

理事會、會長副會長、參與ノ出席。
午前十一時三十分閉會 現在三十六名
出席理事

金子、福田、忽那、若尾、市倉、大原河、手塚、矢島、菅沼
山本、萩原、山ノ内、川合、織毛、上郎、小糸、小野、新堀
佐藤、金子春 以上二十名。

議案

一、大正十四年度收支決算及事業概要報告

原案可決

附 會費未納金二十一圓九錢也

免除可決

二、大正十五年度收支決算

原案可決

三、施行スヘキ事業ニ關スル件

會長一任

四、衛生組合補助ニ關スル件

原案可決

五、理事補缺選舉ノ件

會長指名一任

六、會費ノ賦課徴收ニ關スル件

全會費金三百圓ヲ各組合十四年未ノ收入ニ按分徴收ス
ルコトニ決定。

午後〇時五分閉會。

組合長會 會長、副會長、參與出席。

午後〇時四十分閉會、縣衛生課長同課員臨席。

現在二〇六組合長、內出席一三四名、內五名會長推選常務理事

議案

一、大正十四年度收支決算及事業概要

原案承認

二、大正十五年度收支決算

同 可決

一、同年度ニ施行スヘキ事業

會長一任

一、衛生組合補助ニ關スル件

原案可決

一、理事補缺選舉ノ件 會長指名後日書面ニテ通報

午後一時五十分閉會。

午後二時ヨリ同所中央亭ニ於テ會長招待宴會宴アリ四時三十分散會ス。

(備考) 開會ニ先チ市長ヨリ各組合長ニ挨拶アリタリ。

七月六日

常務理事會 午後三時ヨリ本町復興會。

出席理事十二名、外會長副會長列席。

決議事項

一、ベスト豫防宣傳ビラ毎戸ヘ配付ノコト。

二、有菌鼠持參者ヘ一頭ニ付三十圓ヲ懸賞スルコト。

三、鼠持參者ノ氏名ヲ省略スルコト及衛生組合長全部ヲ無報酬ニテ豫防委員トスルコトヲ其筋ヘ建言方市衛生課長ニ傳達スルコト。

七月九日

ベスト豫防宣傳ビラ九萬四千各組合ヘ配布右金百七十六圓八十錢也。

七月二十八日

腸チブス豫防宣傳活動寫眞。費用二十八圓也。

十一月二十九日

ベスト終熄ニ付各組合長ヘ禮狀發送、有菌鼠發見交付金四圓分百貳拾圓也。

昭和二年度

聯合會總會

一、昭和二年六月四日(曇天)。於記念會館。

理事會午後一時三十分閉會、福田衛生課長臨席。

一、出席、會長、副會長二、瀨川參與、會計主任、常務理事福

田、高橋、小糸、菅沼、一色、新堀、松崎、井上、金子、渡

邊、市倉、十一名、定員外、大村、栗原、二名。

二、缺席、淡野、山崎、田澤、缺員一、四名。

定員外、野方、高橋、三名。

理事、大原河、河西、西村代、元町大原代、若尾代、岡田

杉本、新堀、矢島、栗原代、山本、萩原代、山ノ内、栗原、

上郎、小川、志村、高橋代、佐藤、吉田。

缺席、渡邊、河野、佐伯、川合、手塚、忽那、六名。缺員九名

決議事項

一、決算及施行事業 原案可決

二、衛生組合ノ區域分合ニ關スル件

分合スルコトニ決定方法等ハ後日協定ノコト。

三、事業ニ關スル件 常務理事一任

四、全國都市衛生組合ニ加入ノ件 延期決定

五、編入町村衛生組合聯合ニ關スル件 會長ヨリ勸誘狀發送

六、齒科醫師會長、藥劑師會長、顧問囑託ノ件可決。

午後三時五十分閉會。

組合長會

横濱市衛生組合聯合會錄事

出席一四四名、理事(組合長)三二名 一七六名。
缺席三三名。

決議事項

一、決算及事業報告

承認

大正十五年度横濱市衛生組合聯合會決算

昭和元年

一、參千九百八十五圓七十七錢也

收入總額

一、六百七十一圓四十五錢也

支出總額

差引金參千參百拾四圓參拾貳錢也

翌年度繰越

收入内譯

一、〇〇〇、〇〇

市補助金

七〇〇、〇〇

基本金利息

三〇〇、一六

各組合ヨリ會費

九八、〇〇

雜收入金

一、八八七、六一

前年度繰越金

支出内譯

五二〇、〇〇

諸宣傳及懸賞費

四三、〇〇

通信及運搬費

六七、〇〇

諸手當及會議費

四〇、一〇

基本金保管料雜費

施行事業ノ概要

一、痘瘡豫防宣傳

大形宣傳ビラ各所ヘ揭示

一、結核豫防法宣傳

大小ビラ揭示及各戸ヘ配付

新横濱の建設

- 一、ベスト豫防宣傳 同
- 一、有菌鼠持参者ニ獎勵金交付(三十圓三人)
- 一、消化器傳染病豫防宣傳 公園ニテ活動寫眞
- 二、理事選舉ノ件 役員改選ニ付座長選舉、原會長ヲ座長ニ推ス
- 理事選舉ニ付詮衡委員十名座長ニ於テ指名。
- 詮衡委員 佐藤 豊吉 志村永太郎 大河原兵三郎
 榎澤低太郎 市倉佐次郎 菅沼 惣吉
 福田 勝三 金子常太郎 小糸 廷
 一色伊太郎 以上十名
- 詮衡シタル左記理事座長指名。
- 常務理事 渡邊 文七 金子常太郎 福田 勝平
 淡野 伊作 高橋榮太郎 市倉佐次郎
 井上柳太郎 菅沼 惣吉 田澤 良助
 山崎善次郎 小糸 廷 小野 嶺吉
 新堀佐太郎 松崎新太郎 一色伊太郎 (十五名)
- 理事 河西、西村、忽那、飯泉、杉本、榎原、原要、
 打木、矢島、栗原、大河原、越野、田邊佐、新
 堀喜、吉野、山本、上良、戸田、川合、川本、
 栗原勝、岸田、藤井、佐伯、犬山、横溝、橋本
 河野、萩原、吉田、佐藤豊、石田荒、齋藤市、
 吉岡、高橋(新選一八名) 三十五名。
- 三、正副會長推選ノ件 菅野理事發言滿場一致留任決定。
 午後四時二十分休憩。

一〇

- 理事會開會(新役員)午後四時三十分。
 出席常務十二名、理事三十名。
- 決議事項
- 一、豫算 原案可決
 小野理事ヨリ昨年度豫算ハ市補助金三千圓要求ヲ以テ編成
 希望アリタリ。
- 組合長會、午後五時、出席一七六名。
- 決議事項
- 一、理事十名増員ノ件 決 定
- 會長指名追テ通知ノ事
- 一、衛生組合區域分合ノ件 理事會決議ノ通り
- 一、事業ニ關スル件 同
- 一、全國都市衛生組合加入ノ件 同
- 一、昭和二年豫算 同
- 一、編入町村衛生組合聯合ノ件 同
- 昭和二年度横濱市衛生組合聯合會豫算
- 一、金五千三百四十四圓三十二錢也 收入總額
- 一、金五千三百四十四圓三十二錢也 支出總額
- 収支過不足ナシ。
- 收入内譯
- 七〇〇、〇〇〇 基本金利息
- 三〇〇、〇〇〇 各組合ヨリ會費
- 一、〇〇〇、〇〇〇 市ヨリ補助金
- 三、三一四、三二二 前年度ヨリ繰越

支出内譯

- 四、六〇九、三二二
- 五〇〇、〇〇〇 事業費
- 五〇〇、〇〇〇 組合事業費補助
- 五〇、〇〇〇 通信運搬費
- 五五、〇〇〇 書籍及印刷器購入費
- 五〇、〇〇〇 諸手當及會議費
- 五〇、〇〇〇 諸消費品費
- 當日理事會ノ際各理事ヨリ希望事項。
- 一、各戸ノ水道栓破損ノ場合水ヲ止メル鍵ヲ水道局ヨリ衛生組
 合ニ貸與シ置クコト。栗原理事
- 右ハ水道局ニ問ヒ合セノ上更ニ決定ノコト。
- 一、揭示板撤去ニ關スル件 一色理事
- 右ハ各組合ニ於テ設置ノ際所轄警察署ノ許可ヲ受ケルコト。
- 一、清潔法施行ニ關シ縣市聯絡ニ關スル件 山内理事
- 一、宣傳ビラ以外ニ事業方法希望ノ件 吉田理事
- 一、清潔法施行ニ際シ衛生組合役員ニ検査其他ノ權限ヲ與フル
 件 菅沼理事
- 一、衛生組合ト町總代トニ關スル件
- 町内種々ナル會アルハ徒ニ紛争ヲ醸スル虞アルヲ以テ衛生
 組合ニ町總代ヲ市ヨリ囑託スルヲ可トスル説多數。
- 一、各警察署長ヲ顧問トスルノ件(賛少數)
- 右會合ノ際列席ヲ求ムルコト(必要ニ應シ列席ヲ求ム)
- 一、總會ノ際新聞記者ヲ招待スルコト 菅沼理事
- 一、顧問ニ列席ヲ求ムルコト 同

横濱市衛生組合聯合會錄事

七月十八日

- 於記念會館小食堂
- 常務理事會 午後五時ヨリ九時迄。
- 出席 渡邊副會長、濱川參事、小野、市倉、福田、菅沼、金
 子、大村、高橋、大河原。
- 協議事項
- 一、活動寫眞機購入ノ件 必要ノ際ハ教育、社會課ノヲ
 借用スルコト。
- 二、機關雜誌發行ノ件 調査ノ上決定スルコト。
- 三、揭示板ヲ各組合ヘ配布ノ件 費用見積ノ上決定スルコト。
- 四、蠅ノパンフレット 各組合ヘ配布スルコト。
- 五、小學兒童ヨリ衛生ニ關スル原文募集ノ件 未定。
- 六、同衛生注意ヲ學科目ヘ印刷配付ノ件
- 九月二十二日 於記念會館社交室
- 常務理事會 午後一時ヨリ午後四時三十分。
- 出席 原會長、平沼副會長、渡邊副會長、大河原、小野、小
 糸、市倉、大村、渡邊文。
- 事項
- 町内會規約標準 原案通
- 町内會聯合會 保 留
- 同獎勵規定 原案通
- 揭示板、雜誌發行等延期。
- 昭和三年二月十五日附補助申請書提出セリ。
- 昭和三年度 四月六日

一一

新横濱の建設

常務理事會 午後三時三十分ヨリ於記念會館社交室。出席者 會長、渡邊副會長、瀬川參與、大河原、市倉、福田、小野、菅沼、渡邊、大村、栗原 以上十一名。

會議事項

一、縣令ニ基キ聯合會ヲ知事ノ認可ヲ受クルノ件 (抜)第二十二條衛生組合ハ相互ノ連絡ヲ圖リ發達ヲ助長スル爲聯合會ヲ組織スルコトヲ得。衛生組合聯合會ヲ設置セントスルトキハ規約ヲ定メ理事ノ認可ヲ受クヘシ。

右認可ヲ受クルトセハ規約改正ノ個所。

決議 規約改正ノ個所ハ第五條中常務理事理事若干名トシ第八條中常務理事及理事ハ組合長ニ於テ選舉ストアルヲ理事ハ組合長會ニ於テ選舉シ常務理事ハ理事ノ互選ト改メ總會ノ決議ヲ經テ認可申請スルコト但シ聯合會存続ノ必要等ニ關シテハ九日午後一時ヨリ左ノ諸氏縣當局ノ意嚮ヲ確ムルコト。渡邊副會長、大村理事、市倉理事、瀬川參與。

二、常務理事四名、理事五名補缺ノ件。

右補缺ニ關シ新市域ニ組合ノ理事ヲ設クヘキヤ。

決議 規約ヲ若干名ト改正シ理事ヲ增加シ補缺及新市域ニ設クルコト但シ新市域ニ於ケル員數ハ新舊人口ノ比例ニ依リ定ムルコト。

三、記念展覽會開催ノ件

決議 記念事業ト展覽會ト限ラス委員會ヲ認メテ研究ノ上事業ヲ決定スルコト會長指名委員左ノ如シ。

委員長 渡邊副會長。委員平沼、福田、大村、大河原、栗原、小野、菅沼、渡邊、市倉右十名外瀬川參與。引續キ委員會ヲ來ル十三日午後二時ヨリ記念會館ニテ開催ノコト。

四、昭和三年度豫算編成ノ件

五、定期總會開會日時及方法ニ關スル件。

決議 右二件ハ委員會事業決定後開會ノコト。

閉會午後六時。

四月十三日

臨時委員會 午後二時ヨリ記念會館。

出席者 渡邊委員長、菅沼、小野、大河原、大村、栗原、市倉、渡邊、瀬川參與。

會議事項

一、聯合會存続ノ件ニ關シ縣衛生課長訪問ノ經過ヲ渡邊委員長ヨリ報告ノ結果現狀維持トシ規約ヲ改正シ新縣令ニ基キ知事ノ認可ヲ受クルコトニ決定。

二、御大典記念事業ニ關スル件。

イ、衛生讀本刊行。ロ、ボスター印刷配付。

ハ、會長、副會長ヘ感謝狀贈呈。

右ノ内イ、豫算金五千圓ヲ計上シ栗原理事ヲ編纂長ニ囑託スル事ニ決定。ロ、及ハ、ハ實行方法ヲ研究スルコトニ決定午後四時閉會。

四月二十五日

常務理事會 午後二時ヨリ開港記念會館。

出席 會長、渡邊、副會長、小糸、淡野、菅沼、渡邊(文)原、野方、大河原、瀬川。

會議事項

前會委員會ノ決定ヲ渡邊副會長ヨリ報告シ會長之ヲ各理事ニ計リ前回決議通り施行スルコトヲ決定ス。但シ感謝狀ノ件ハ會長ヨリ時機ニアラサル旨ヲ以テ延期、ボスター印刷ノ件ハ書籍原稿出來後方法ヲ選定スルコト、シ印刷配付(學校)スルコト而已決定。

午後四時三十分閉會。總會ハ來ル五月十四日午後二時ヨリ開會ト決定。

五月十四日

組合長總會

一、理事會 午後二時ヨリ記念會館會議室。

出席 會長、平沼、渡邊、副會長、瀬川參與、渡邊常務、岡田、淡野常務、杉本、榊原、上郎、山本、戸田、大河原、原、市倉常務、榛澤、打木、栗原、田邊、菅沼常務、川合小糸常務、犬山、小野常務、橋本、河野、吉田、佐藤、石田、齋藤、以上二十七理事、外定員外理事、高橋、大村、栗原。

備考 理事現在四十名、常務理事現在十一名。右何レモ定員數三分ノ一以上ナルヲ以テ常務理事及理事會ヲ二時三十分ヨリ開會セリ。

議案

(一)昭和二年度決算及事業報告(左記原案可決)

横濱市衛生組合聯合會衛事

昭和二年度横濱市衛生組合聯合會決算。 收入 高 一、金五千四百八十九圓六十九錢也 支出 高 一、金七百八十八圓十五錢也 差引金四千七百七十一圓五十四錢也昭和三年度へ繰越

收入内譯

一、〇〇〇、〇〇

三〇九、九六

七〇〇、〇〇

一六五、四一

三、三一四、三二

五、四八九、六九

支出内譯

五四五、〇〇

三五、二五

六八、九〇

三八、〇〇

三一、〇〇

七一八、一五

昭和二年度事業概要報告

一、結核豫防宣傳

縣市施設ニ賛同シ宣傳ビラ九萬六千枚印刷毎戸へ配布。

二、蠅捕宣傳

市ノ蠅買收ヲ贊助シ(蠅ノ話)十二萬枚印刷毎戸へ配布。

三、コレラ豫防宣傳

新横濱の建設

磯子區 十七組合
 保土ヶ谷區 二十四組合
 鶴見區 三十八組合

中區現在

組合名	組合長氏名
海岸通	内海健太郎
元濱町・北仲通	武田利吉郎
本通	若尾幾太郎
南仲通	西村喜三郎
辨天通	渡邊文七郎
太田通	海老塚徳三郎
相生通	根津酒造蔵
住吉通	安西林八郎
常盤通	福田勝平
尾上通	清水彌三郎
眞砂町・港町	忽那惟次郎
境町	佐藤政五郎
山下町	飯泉金次郎
元町	竹内萬治
新山下町	成田達三
吉田柳町	藤田專太郎
伊勢佐木町一丁目	櫻井久三郎
同 二丁目	橋一太郎

松ヶ枝町	松ヶ枝町
羽衣町一丁目	羽衣町一丁目
羽衣町二丁目外三ヶ町	羽衣町二丁目外三ヶ町
婆見町一丁目、二丁目	婆見町一丁目、二丁目
蓬萊町	蓬萊町
長者町五丁目	長者町五丁目
同 六丁目	同 六丁目
同 七丁目	同 七丁目
同 八丁目	同 八丁目
同 九丁目	同 九丁目
福富町	福富町
末吉町一丁目	末吉町一丁目
同 二丁目	同 二丁目
同 五ヶ町	同 五ヶ町
賑町一丁目	賑町一丁目
同 二丁目	同 二丁目
駿河、吉岡	駿河、吉岡
久方町一丁目	久方町一丁目
足曳町一丁目	足曳町一丁目
同 二丁目	同 二丁目
久方町二丁目	久方町二丁目
雲井町	雲井町
若葉町	若葉町
長島町	長島町

南吉田町中部	高木健次郎
同 西部	高橋龜吉
野毛町外三ヶ町	山本喜右衛門
初音町、三春町、黄金町	淺間眞一郎
太田協和	佐久間文治
日出町	萩原捨治郎
南太田町第二	上良喜市
南太田町西	岸田久八
南太田町富士見	井上柳太郎
庚耕地	小栗桐藏
南太田町上	増田幸一郎
井土ヶ谷町	戸田勇吉
弘明寺町	根本賢治
吉濱町	森井喜三郎
松影町	大河原與三郎
壽町	串田倉吉
翁町	佐々木勝次郎
扇町	落合三次郎
萬代町・不老町	原要藏
長者町一丁目・松影町五丁目・扇町五丁目	古川辰吉
長者町二丁目	白井清次郎
長者町三丁目・不老町四丁目	中田伊平
長者町五丁目	市倉佐次郎

富士見町	古橋晃一郎
山吹町	白石作造
山田町	山本吉造
千歳町一、二丁目	關山貞吉
千歳町三丁目・廓外永樂町一丁目	關山貞吉
三吉町一丁目	田邊貞二郎
同 二、三丁目	根本勘太郎
同 四、五丁目	打木才次郎
永樂町・眞金町	加藤貫一
外眞金町	長妻森太郎
眞金町西部	妻木俊三
南吉田町東部	手塚武三
石川町・同中町聯合	栗原茂夫
山手町	鈴木清藏
中村町	田邊佐太郎
中村町西	中島喜八郎
第二蒔田町	角田永作
大岡町第一	安村虎吉
大岡町第二	小泉惣太郎
蒔田町第三	飯島波之助
山手町	齋藤繁太郎
大岡町興風	深谷三吉
大岡町第三	扇田三郎

横濱市衛生組合聯合會錄事

新横濱の建設

月岡老松町
霞谷原
御所
戸部町五丁目
戸部町一、二丁目
同三丁目
同四丁目
同六、七丁目
櫻木町
花咲町自七丁目至十二丁目
内田町
石崎東
石崎西
御所
反井
古井
西戸部町西
久保町東部
久保町西部
池ノ坂山王
西戸部町羽澤
横濱市三交

中村房次郎
秋山鹿吉
海老塚桃太郎
海老塚嘉右衛門
山崎小三
堀龍幾太郎
菅沼惣吉
小松原種藏
川合菊次郎
小森巳之吉
黒田重三郎
三堀秀五郎
小林石松
山内幸三郎
和野留吉
宇野留藏
岸本七藏
黒原勝太郎
岸田清次郎
工藤祐哲
綿貫音次郎
川本勇次郎
相澤英次郎

西戸部町税關官舎
西戸部町縣廳官舎
伊勢町官舎
伊勢町
橋線町
宮崎町
南太田町・東耕地東部
同西部
小西港
北方町西ノ谷
北方町
竹上泉
埋地
北泉
本牧町上臺
本牧町大鳥
本牧町宮原
本牧町原
本牧町三ノ谷
本牧町牛込
本牧町間門
本牧町箕輪
上野町
千代崎町

代理
矢野力藏
三浦寅藏
福田常太郎
田澤良助
佐藤小三郎
塚田末吉
酒井淺太郎
上郎清助
小林次郎
野口三吉
安達友太郎
箕輪馬之助
篠毛時次郎
稻毛政太郎
吉田政太郎
沖田甚藏
渡邊豐雄
石田荒吉
根岸政吉
須川多助
池田角吉
松崎新太郎
石田正二
高須賀金十郎
山中敏恭

天沼・諏訪町
山元・根岸町
根岸加曾外八字
立野・鷺山・竹ノ丸・麥田町・柏葉
堀内町
蒔田町第一
最戸
上大岡一區
上大岡二區
引越
中里
南永田
北永田
大久保
別所
吉原
金井
宮下
宮谷
日野白
東松本
日影山
關色

石渡兵次郎
吉田角次郎
新井平左衛門
遠藤吉五郎
牧野良吉
新堀喜太郎
笠原直三郎
北見新藏
福島梅吉
瀧谷源太郎
中山寅吉
中服部龜藏
服部龜藏
岩崎浦藏
笠原長治
小菅養次郎
白井五兵衛
荒井福之助
内田徳太郎
寺田源六
鹽澤孫吉
金子保梅吉
萩久保金之助
内田萬五郎
鈴木平太郎

小計
百六十一組合

神奈川區現在
高島町
平沼町外四ヶ町
岡野町
南北幸町
淺間町
淺間町三共
輕井澤
高島町九、十丁目
神奈川町陸會
神奈川字二本榎
青木瀧ノ町
青木久保町
宮ノ町
青木元町
青木七軒町
青木太田町
宮洲町
幸ヶ谷外二ヶ所
上反町
青木町・下反町
横丁

出口直吉
平沼亮三
山崎善次郎
三村繁太郎
渡邊綱次
藤江茂右衛門
大野忠雄
山本彦次郎
石川豐次郎
田中幸太郎
柳下林之助
根本昌之助
加藤藤英二
小糸英二
三枝敬三郎
石川幸三郎
吉田楠三郎
岩崎次郎
宮坂山松
小川直作
島崎平次郎

横濱市衛生組合聯合會錄事

瀨下寶町 上臺町 下臺町 遊廓反町 廣三ッ澤 青木町三ッ澤 鶴屋町 浦島町 新島町 浦島神明町 仲木戸 仲木御殿町 仲木ノ町 西ノ町 九番町 十番町 獵師町 神奈川町字綿花町 神奈川町飯田町 神奈川町白樂 神奈川町小傳馬町聯合 柳町 富家町

新川武二 玉置平八 犬山善助 安達啓次郎 平安野彌助 藤卷林藏 庄司保之助 帶井光藏 田中徳左衛門 小野嶺吉 安藤勤太郎 横溝寅吉 平野佑二 渡邊貞次郎 神原定雄 田中利三郎 小林戸四郎 飯田幸三郎 立原三郎 北村彦次郎 有地行一 榎本金右衛門 橋本要次郎 佐藤與五郎

齋藤分 二ツ谷 神奈川町字平尾前 神奈川町中川 鳥越 子安五ヶ町 裏小安 七軒町二丁目 子安入江町 子安町 松本 西部栗田谷・松本 桐畑 白幡 篠原 菊名 大戸 太豆 大尾 太根 南會 樽島 北網 小机 管田

河野彌七 山下喜太郎 山下久次郎 波木井四郎 井上仙之助 鈴木憲太郎 岩崎與四郎 伊原宗明 小原正枝 萩原正枝 吉川喜八 福田安藏 佐藤伯之助 萩原幸太郎 金子兵助 金子徳三 伊東政吉 磯部彌三郎 松坂玉藏 小泉七衛 横溝淺藏 吉原道之助 日下部要助 鈴木八左衛門

磯子區現在

鳥山 羽澤 三枚倉 片倉寺 神大寺 六角橋町字池下池上 岸根 六角橋南部 六角橋町字金子町 師岡 西尾 港北村 小計

八十一組合

高部留吉 平本喜代藏 小川次郎 三枝清太郎 石川金藏 小川長吉 岩田秀吉 黒瀧伊助 久能清吉 鈴木伊三郎 持丸藤忠 高木茂雄 丹下幸吉 岩澤倉吉 佐々木熊造 葦名金之助 石岡朝司 田澤國太郎 大村民藏 清水兵衛 德江定吉

保土ヶ谷區

中田原 杉田 田中 矢野 栗木 上里 上中 米取澤 小計 元土ヶ谷 保土ヶ谷 上岩間 上神戶 惟子町 田町、十八軒町下神戶 下岩間 古町 川岸 山田 峯下 常盤 惟子町三ッ澤

十七組合

黒川銀藏 鳥海信太郎 宇田佐一郎 内田惣吉 伊澤庫次郎 須田勝五郎 小川長太郎 岡本喜代治 石井庄次郎 間部善作 佐藤善一 加藤彦次郎 安藤利三郎 吉野利太郎 鈴木民太郎 杉原延藏 田口古文 深見藤吉 中村爲吉 長友重敏 藤卷房次郎

横濱市衛生組合聯合會録事

46.
239

終